

第3次
富士宮市地球温暖化対策実行計画
(平成24年度～平成27年度)

平成24年4月

富 士 宮 市

目 次

第1章 基本的事項	
1 実行計画策定の背景	1
2 実行計画の目的	1
3 実行計画の期間	1
4 実行計画の対象	1
第2章 温室効果ガス（二酸化炭素）の排出状況及び削減目標	
1 温室効果ガス（二酸化炭素）の排出状況	2
2 削減目標	4
第3章 具体的な取組	
1 省エネルギー	5
2 公用車	5
3 省資源	5
4 環境に配慮した物品等の購入	6
5 廃棄物の減量及びリサイクルの推進	6
6 建築物の建築、改修、維持管理等における配慮	6
第4章 計画の推進、点検体制及び公表	
1 計画の推進及び点検体制	7
2 職員に対する研修等	7
3 進捗状況の公表	7

※本計画における基準年度（平成21年度）の温室効果ガス排出量の数値は、合併前の旧富士宮市と旧芝川町の合計値です。

第1章 基本的事項

1 実行計画策定の背景

近年、地球環境問題として、大気環境では地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨の広域被害などがあり、生態系の問題では熱帯雨林の減少、砂漠化、野生生物種の減少などがあります。また、これらに加えて海洋汚染や有害物質の越境移動、開発途上国の環境問題等々が挙げられます。地球環境問題の中でも、とりわけ「地球温暖化」は気候変化に重大な影響を与え、異常気象などのさまざまな被害の発生が予想されるほか、生物生存基盤にかかわる問題であることから、早期に、また適切な取組が求められています。

平成9年、京都で開催された地球温暖化防止京都会議において、温室効果ガス削減に向けて世界的に取り組むことが確認され、日本は、平成20年から平成24年の5年間の平均的な温室効果ガスの排出量を平成2年と比較して6%削減することを約束しました（京都議定書）。具体的には、温室効果ガス排出抑制のため、平成10年10月「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「法」といいます。）が制定され、国、地方自治体、事業者及び国民それぞれの責務を明らかにするとともに、都道府県及び市町村に対し、事務及び事業に関して温室効果ガスの排出等のための措置に関する計画（以下「実行計画」といいます。）の策定が義務付けられました。

当市は、平成12年度に実行計画（第1次計画）を策定し、平成17年度からは前実行計画（第2次計画）により、市の事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスの排出量の削減に努めてきました。

今般、実行計画（第2次計画）の計画期間（平成17年度～平成23年度）が終了したことから、富士宮市環境基本計画、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（以下「省エネ法」といいます。）との整合を図りながら、市の事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスの更なる削減を進めるため、新たな実行計画（第3次計画）を策定します。

2 実行計画の目的

法第20条の3第1項に基づき、市の事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定することにより、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

3 実行計画の期間

計画の期間は、平成24年度を初年度とし、平成27年度までの4年間とします。
計画の策定に当たっては、基準年度を平成21年度として削減目標等を定めます。
なお、技術の進歩、社会情勢の変化等により、必要に応じ見直しを行います。

4 実行計画の対象

(1) 対象とする温室効果ガス

温室効果ガスのうち、二酸化炭素を対象とします。

温室効果ガスとして法で定められた物質（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄）のうち、基準年度（平成21年度）調査において市の事務及び事業に伴い排出されたものの99パーセント以上を二酸化炭素が占めていたため、このように定めます。（表1）

表1 市の事務及び事業に伴い排出された温室効果ガス（平成21年度）

温室効果ガスの種類	二酸化炭素換算排出量 (t-CO ₂)	構成比 (%)
二酸化炭素	39,996	99.58
メタン	142	0.35
一酸化二窒素	11	0.03
ハイドロフルオロカーボン類	17	0.04
パーフルオロカーボン類	—	—
六ふっ化硫黄	—	—
計	40,166	100.00

注) パーフルオロカーボン類及び六ふっ化硫黄は、市の事務及び事業から排出されていません。

(2) 対象とする組織、施設等の範囲

対象範囲は、市長事務部局、市立病院、出納室、消防本部、教育委員会事務局、市議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局などが実施する全ての事務及び事業とします。(指定管理者制度による実施事業を含みます。また、基準年度以降に建設された施設も対象とします。)

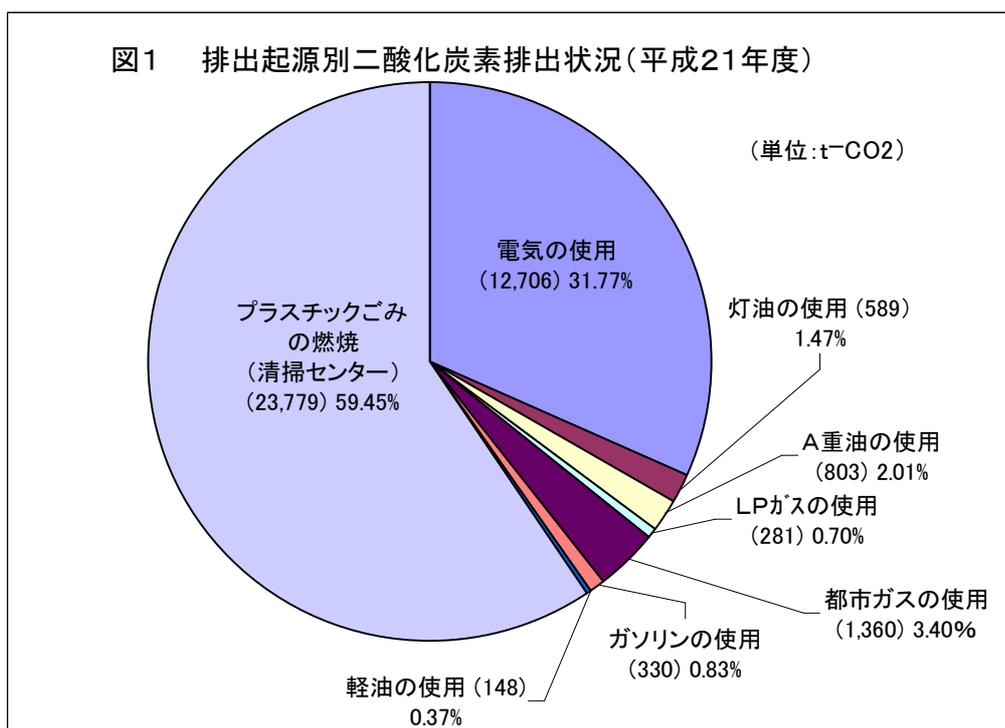
なお、民間企業、公益法人など外部への請負や委託（施設の管理運営を除く）により実施している事業は対象外とします。

第2章 温室効果ガス（二酸化炭素）の排出状況及び削減目標

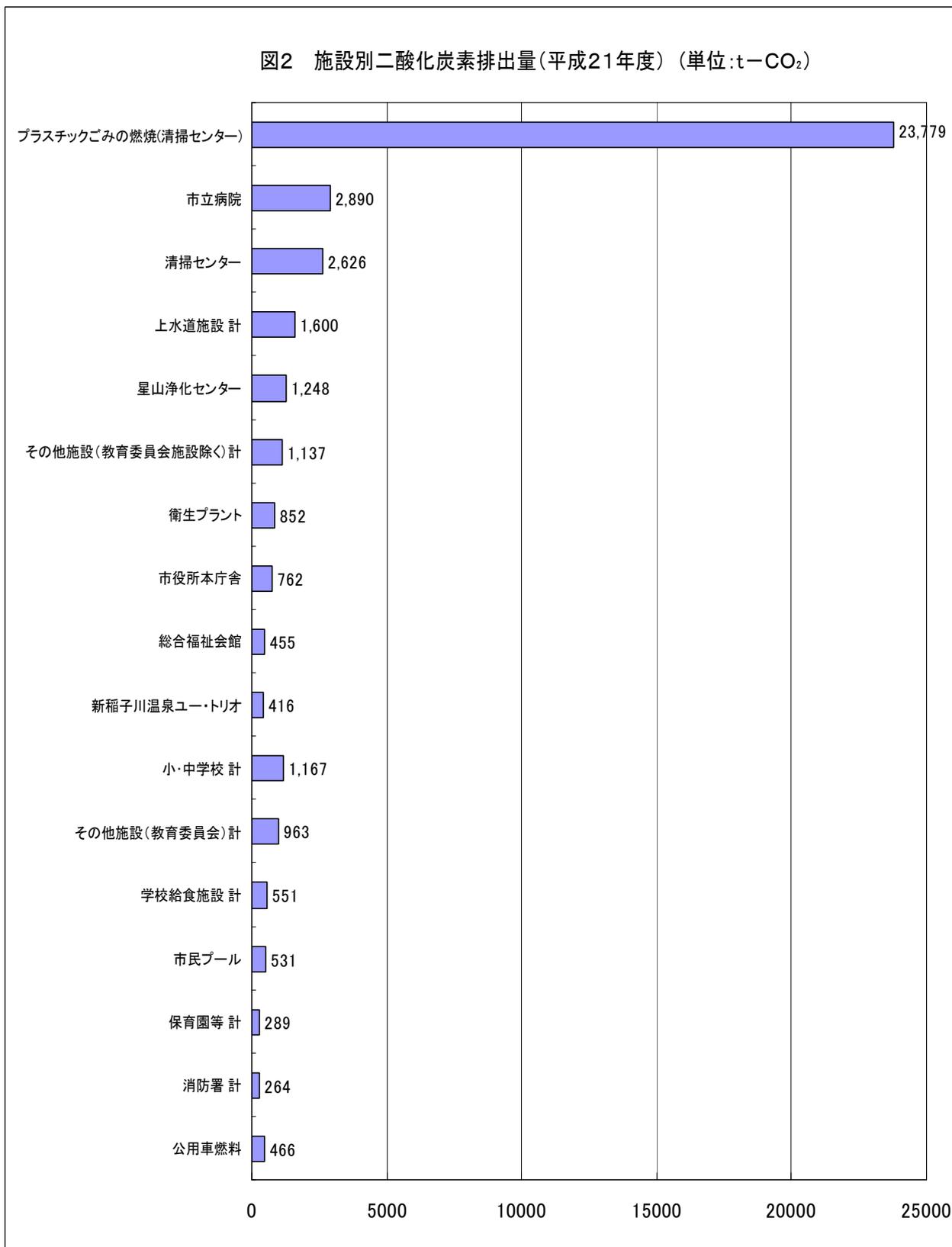
1 温室効果ガス（二酸化炭素）の排出状況

基準年度（平成21年度）の二酸化炭素排出量は3万9,996トン-CO₂でした。

排出起源別の二酸化炭素排出状況を見ると、プラスチックごみの燃焼（清掃センター）からの排出が最も多く、次いで電気の使用からの排出、都市ガスの使用からの排出の順となっています。(図1)



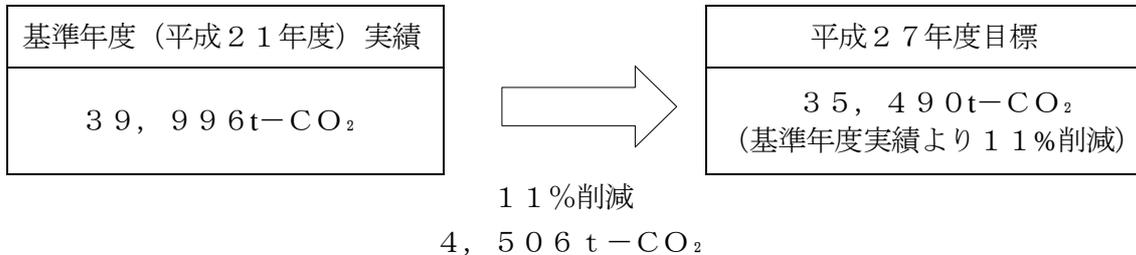
施設別の二酸化炭素排出量を見ると、清掃センターにおけるプラスチックごみの燃焼からの排出が最も多く、次いで市立病院からの排出、清掃センターからの排出の順となっています。(図2)



2 削減目標

【目標】

市の事務及び事業に伴い排出される二酸化炭素排出量を、平成27年度までに基準年度（平成21年度）比で11%削減します。



排出起源別二酸化炭素排出量の削減目標を、次のとおり設定します。

(単位：t-CO₂)

排出起源	基準年度 (平成21年度) 実績	削減目標	平成27年度目標
電気の使用	12,706	電力使用量の削減及び新エネルギー等の導入により、二酸化炭素排出量を基準年度比で <u>6%</u> 削減します。	11,963
燃料の使用	都市ガス	燃料使用量の削減及び新エネルギー等の導入により、二酸化炭素排出量を基準年度比で <u>6%</u> 削減します。	1,280
	LPガス		265
	A重油		756
	灯油		555
	ガソリン・軽油 (公用車燃料除く)		11
	公用車燃料	466	公用車使用による燃料（ガソリン及び軽油）使用量の削減により、二酸化炭素排出量を基準年度比で <u>6%</u> 削減します。
プラスチックごみの燃焼	23,779	プラスチックごみの焼却量の削減により、二酸化炭素排出量を基準年度比で <u>15%</u> 削減します。	20,221

※目標設定根拠

- ・電気の使用及び燃料（公用車燃料除く）の使用…省エネ法に基づくエネルギー使用量の削減目標（年平均1%削減）
- ・プラスチックごみの燃焼…富士宮市一般廃棄物処理基本計画
- ・公用車燃料の使用…富士宮市環境基本計画

第3章 具体的な取組

二酸化炭素排出量の削減目標を達成するため、事務及び事業で次のような取組を実行します。

1 省エネルギー

(1) 全般

エネルギーを使用する設備については、省エネ法に基づくエネルギー管理標準（別紙）の遵守及び適正な運用により省エネルギーに取り組めます。

(2) その他

環境負荷が少ない燃料への転換に努めます。

計画的な業務執行による残業時間の短縮及びノー残業デーの徹底に努めます。

夏季のクールビズ及び冬季のウォームビズを推進します。

2 公用車

(1) 公用車の効率運用及び適正運転

エコドライブ10のすすめ（エコドライブ普及連絡会）※1を参考にして運転します。

出張時などは鉄道、バスなど公共交通機関の積極的な利用に努めます。

出張時などは低公害車（ハイブリッド自動車、電気自動車など）の積極的な利用に努めます。

近距離の移動は、徒歩及び電動自転車の利用に努めます。

公用車の走行ルート合理化、相乗りなど、公用車の効率的利用に努めます。

(2) 公用車の導入、維持管理等

公用車の更新時には、低公害車などへの移行を検討します。

給油時又は洗車時にタイヤの空気圧を調整するなど、車両の日常点検を励行し常に最適な状態で運行します。

3 省資源

(1) 用紙類等の使用量の削減

両面印刷及び裏面利用を徹底します。

余白使用による簡易決裁を励行します。

文書等の共有化及び減量化に努め、紙の使用量の削減を図ります。（電子メールの活用、資料の電子情報化など）

ホッチキスに代え、クリップ、ガチャック、針なしホッチキス等の使用に努めます。

会議資料のペーパーレス化（プロジェクターなどのOA機器の利用促進）及び配付資料の減量（事前配付資料の持参、封筒配付の廃止）に努めます。

印刷物及び刊行物の種類、作成部数、ページ数等を最小限に留め、紙の使用量の削減を図ります。

市内全戸配付文書は、可能な限り「広報ふじのみや」へ集約します。

パソコンで文書を印刷する場合は、印刷プレビューを利用し印刷ページを最小限に留めます。

コピー機使用後は、リセットすることでミスプリントを防ぎます。

(2) 水の使用量の削減

節水及び節水機器の導入に努めます。

4 環境に配慮した物品等の購入

物品等の購入は必要最小限とし、グリーン購入※2の調達者の手引き（環境省）※3などを参考に、可能な限りエコマーク商品、国際エネルギースターロゴ商品など、環境への負荷の少ない製品を購入します。

(1) 紙類

- コピー用紙、封筒等の購入及びチラシ、冊子等印刷物作成の際は古紙配合率の高い用紙などを使用します。（グリーン購入法における総合評価値が80以上の用紙の使用など）
- 印刷物を発注する際は、可能な限り古紙配合率の高い用紙（グリーン購入法における総合評価値が80以上の用紙など）、非塗工紙、植物油インキなどを指定します。
- 窓付き封筒を発注する際は、可能な限り窓部分に紙を使用したものを指定します。

(2) 電気製品等

- 個別設備の管理標準（別紙）に基づき電気製品等の購入又は更新を行います。

(3) その他

- 過剰包装及び使い捨て製品の購入を控え、簡易包装及び詰め替え可能な製品を購入します。
- 可能な限りリサイクル製品及び再利用可能な製品を購入します。
- 物品単価契約一覧に環境への負荷の少ない製品の明示をするなど、積極的にグリーン購入に関する情報を提供します。

5 廃棄物の減量及びリサイクルの推進

- 1人1日当たりのごみ総排出量の削減に努めます。
- カップ、箸などについては、繰り返し使用できる物を使用します。
- 使用済み封筒、ファイル類など使えるものは廃棄せず再使用します。
- 備品類、その他事務用消耗品類などは修理又は補修を行い長期間使用します。
- 回収ボックスを設置するなどごみの分別に努め、リサイクルを推進します。

6 建築物の建築、改修、維持管理等における配慮

- “ふじのくに” エコロジー建築設計指針（静岡県）※4 などに基づき、省エネルギー、省資源など環境保全に配慮した施設の整備に努めます。
- 公共施設における太陽光発電システム、天然ガス コージェネレーションシステム※5 など 新エネルギー※6 の導入を検討します。
- 公共施設、市営住宅などの建築の際は、建物の耐久性、解体時のリサイクルなどに配慮します。
- 改修に伴い十分な省エネルギー効果が見込まれる施設については、E S C O事業※7 を導入するよう努めます。
- 建築物等における雨水の適切な利用が可能な場合には、雨水の貯留タンク等の雨水利用設備の導入について検討し、設置します。なお、設備を設置した場合は、日常管理の徹底を図ります。
- 敷地の植え込みなどの適切な維持管理を図ります。

※1 エコドライブ10のすすめ（エコドライブ普及連絡会）

<http://www.env.go.jp/air/car/ecodrive/susume.pdf>

※2 グリーン購入・・・購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者か

ら優先して購入すること。

※3 グリーン購入の調達者の手引き（環境省）

http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/block_brief/h23_mat/t_mat01.pdf

※4 “ふじのくに” エコロジー建築設計指針（静岡県）

<http://www.pref.shizuoka.jp/soumu/so-130a/shizuokaeco.html>

※5 コージェネレーションシステム・・・発電と同時に発生した廃熱を冷暖房や給湯等に有効利用し、エネルギーの利用効率を高めるシステム

※6 新エネルギー・・・二酸化炭素の排出量が少なく、エネルギー源の多様化に貢献するエネルギーのこと。石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なものとして定められており、太陽光発電、太陽熱利用などがある。

※7 E S C O事業・・・工場又は事業所に省エネルギー設備導入等に関する資金調達や省エネルギー効果の保証を組み合わせた包括的なサービスを提供する事業で、省エネルギー改修にかかる費用を光熱水費の削減分で賄う事業

第4章 計画の推進、点検体制及び公表

1 計画の推進及び点検体制

計画を効果的に推進するため、計画の推進及び点検は、「富士宮市環境管理マニュアル」（以下「環境管理マニュアル」といいます。）に基づき行います。

2 職員に対する研修等

職員に対する研修は、環境管理マニュアルに基づき行います。

3 進捗状況の公表

進捗状況の公表は、環境管理マニュアルに基づき行います。